

美波の学生応援ふるさと便事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルスの感染症拡大により、学校生活に大きな影響を受けている県外に住む学生に対し美波町産品を送付する支援を行い、ふるさと美波の良さを再認識してもらうとともに、物品調達による町内事業者の支援を併せて行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 県外に居住する大学生等で保護者の住所が美波町にあり、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 生年月日が平成8年4月2日から平成14年4月1日までのもの。
- (2) 大学、大学院、短期大学、専修学校、予備校等に在学しているもの。
- (3) 申請時に県外に居住していること。(住民票を美波町に置いたまま県外に居住している場合を含む。ただし、送付先は学生の住所(居所)のみとする。)

(支援内容)

第3条 申請は1人1回限りとし、町は予算の範囲内において美波の産品を詰め合わせた「美波ふるさと便」を送付する。

(周知)

第4条 本事業は「広報みなみ」でお知らせするとともに、町ホームページ等により町内外に広く情報を発信して周知を図る。

(申請方法)

第5条 本人もしくは代理人(保護者等)が別紙の申込書に記入し、在学が証明できる学生証等の写しを添えて、郵送、FAX、メール等により申し込む。なお、申込書の提出をもって、下記について同意を得たものとみなす。

- (1) 美波町が申込書の内容を住民基本台帳等により確認すること。
- (2) 送付先となる学生の氏名、住所、電話番号の情報を発送を取り扱う事業者に提供すること。

(申請受付期間)

第6条 申請書の受付期間は令和2年6月19日から令和2年12月31日までとする。

(個人情報)

第7条 申請書に記載された個人情報については、本事業にかかわる業務以外には、本人の承諾がない限り利用しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示日から施行する。